

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用</p> <p>1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(34) [略]</p> <p>(35)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-3 ～ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書 1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1)～(14) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>1-1-6 [略]</p> <p>1-1-7 工事実績情報システム（コリンズ）への登録 1. ～2. [略]</p> <p>3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。 <u>ただし、余裕期間を設定した工事における受注時の登録は、工事開始日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に登録しなければならない。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>1-1-8 ～ 1-1-12 [略]</p> <p>1-1-13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 下請負人は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出を履行していること。</u> <u>ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</u></p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用</p> <p>1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(34) [略]</p> <p>(35)「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。</p> <p>1-1-3 ～ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書 1. 受注者は、工事着手前に工事的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1)～(14) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>1-1-6 [略]</p> <p>1-1-7 工事実績情報システム（コリンズ）への登録 1. ～2. [略]</p> <p>3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>1-1-8 ～ 1-1-12 [略]</p> <p>1-1-13 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結する時は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p> <p>(4) [新設]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後	現行												
<p>1-1-14 ~ 1-1-16 [略]</p> <p>1-1-17 工事の一時中止 1. ~2. [略]</p> <p>3. <u>1及び2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない</u></p> <p>1-1-18 ~ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 電子納品</p> <p>1. 本工事（業務）は、電子納品対象工事（業務）とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。</p> <p>2. ~3. [略]</p> <p>1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械 (1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) [削除]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 交通安全管理</p> <p>1. ~10. [略]</p> <p>11. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。 但し、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、<u>交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。</u> <u>なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。</u> また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 格</th> <th style="text-align: center;">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員</td> <td>改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者</td> <td>・警備業法における指定講習を受講した者</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	資 格 要 件	交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者	・警備業法における指定講習を受講した者	<p>1-1-14 ~ 1-1-16 [略]</p> <p>1-1-17 工事の一時中止 1. ~2. [略]</p> <p>3. <u>本条2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合、工事現場を適切に保全しなければならない。</u></p> <p>1-1-18 ~ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 電子納品</p> <p>1. 本工事（業務）は、電子納品対象工事（業務）とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」（令和2年3月）（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。</p> <p>2. ~3. [略]</p> <p>1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械 (1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) <u>受注者は、(1)又は(2)の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 交通安全管理</p> <p>1. ~10. [略]</p> <p>11. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。 但し、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の<u>交通誘導警備員は、交通誘導警備業務を行う場所毎に1名以上は、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。</u> また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 格</th> <th style="text-align: center;">資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員</td> <td>改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者</td> <td>・警備業法における指定講習を受講した者</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	資 格 要 件	交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者	・警備業法における指定講習を受講した者
資 格	資 格 要 件												
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者												
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者	・警備業法における指定講習を受講した者												
資 格	資 格 要 件												
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21施行）における検定合格者												
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する者	・警備業法における指定講習を受講した者												

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後	現行				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 193 490 245">知識及び技術を有する者 （職員等）</td> <td data-bbox="490 193 960 245">「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者</td> </tr> </table>	知識及び技術を有する者 （職員等）	「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1263 193 1471 245">知識及び技術を有する者 （職員等）</td> <td data-bbox="1471 193 1942 245">「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する 警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者</td> </tr> </table>	知識及び技術を有する者 （職員等）	「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者で、 交通誘導に関する 警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者
知識及び技術を有する者 （職員等）	「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者				
知識及び技術を有する者 （職員等）	「書簡案法における基本教育及び業務別教育」（書簡案法第二条第 項第二号の警備業務）を現に受けている者で、 交通誘導に関する 警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者				
<p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1)～(65) [略] (66) 産業標準化法 (昭和24年法律第185号) (67)～(71) [略]</p> <p>1-1-43～1-1-71 [略]</p> <p>第2章 材料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項 第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート 3-7-1 [略]</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 2. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 3. [略] 4. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場¹で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。 5. ～6. [略]</p>	<p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1)～(65) [略] (66) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号) (67)～(71) [略]</p> <p>1-1-43～1-1-71 [略]</p> <p>第2章 材料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項 第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート 3-7-1 [略]</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 2. 受注者は、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 3. [略] 4. 受注者は、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場¹で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。 5. ～6. [略]</p>				

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後	現行																																																																																																				
<p>第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型枠 1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。</p> <p><u>4. 受注者は、型枠穴の補修にあたり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>3-8-3 [略]</p> <p>第9節～第14節 [略]</p> <p>第2編 工事別編 第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事 第1節～第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1～3-14-2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工 1. [略]</p> <p>2. 材料 (1) 標識板 1) ~ 3) [略]</p> <p>4) 反射シート 標識板に使用する反射シートは<u>性能は表3-14-1に示す規格以上のものとする。</u> また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型枠 1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面 <u>(コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む)</u>に残してはならない。</p> <p>4. [新設]</p> <p>3-8-3 [略]</p> <p>第9節～第14節 [略]</p> <p>第2編 工事別編 第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事 第1節～第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1～3-14-2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工 1. [略]</p> <p>2. 材料 (1) 標識板 1) ~ 3) [略]</p> <p>4) 反射シート 標識板に使用する反射シートは、<u>ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は次表に示す規格以上のものとする。</u> また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																																				
<p>表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">封入 レン ズ 12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	70	50	15	4.0	9.0	封入 レン ズ 12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	<p>表3-14-1 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">封入 レン ズ 12°</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20°</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	70	50	15	9.0	4.0	封入 レン ズ 12°	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20°	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
観測角°			入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																													
	70	50		15	4.0	9.0																																																																																															
封入 レン ズ 12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																															
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																															
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																															
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																															
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																															
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																															
観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																															
		70	50	15	9.0	4.0																																																																																															
封入 レン ズ 12°	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																															
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																															
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																															
20°	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																															
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																															
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																															

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後								現行							
ヌ 型 カ ブ セ ル レ ン ズ 型 (旧) 広 角 プ リ ズ ム 型 封 印 プ リ ズ ム 型	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	
	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	12°	5°	250	170	45	45	20	
		30°	150	100	25	11	25		30°	150	100	25	25	11	
		40°	110	70	16	8.0	16		30°	150	100	25	25	11	
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	20°	5°	180	122	25	21	14	
		30°	100	57	14	7.0	11		30°	100	67	14	12	8.0	
		40°	95	54	13	7.0	11		30°	100	67	14	12	8.0	
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	
	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45	
		30°	235	190	45	16	23		30°	235	190	45	16	23	
		5°	300	250	45	20	33		5°	300	250	45	20	33	
	20° (0.33°)	30°	150	130	20	10	18	20° (0.33°)	30°	150	130	20	10	18	
		5°	250	200	40	18	25		5°	250	200	40	18	25	
		30°	170	140	20	12	19		30°	170	140	20	12	19	
	30° (0.5°)	5°	80	65	12	4.0	9.0	30° (0.5°)	5°	80	65	12	4.0	9.0	
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0		30°	50	40	8.0	2.5	5.0	
		5°	70	50	15	4.0	9.0		5°	70	50	15	4.0	9.0	
	12° (0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	12° (0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	
		5°	50	35	10	2.0	7.0		5°	50	35	10	2.0	7.0	
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0		30°	24	16	4.0	1.0	3.0	
20° (0.33°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	20° (0.33°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5		
	30°	15	13	4.0	1.0	2.2		30°	15	13	4.0	1.0	2.2		
	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		5°	20	16	5.0	1.2	3.0		
30° (0.5°)	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	30° (0.5°)	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		
	30°	15	13	4.0	1.0	2.2		30°	15	13	4.0	1.0	2.2		
	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		5°	20	16	5.0	1.2	3.0		
1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0		

<p>(2)～(3) [略]</p> <p>3. 標識工</p> <p>(1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。</p> <p>1)～2) [略]</p> <p>3) 受注者は、標識板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4) [略]</p> <p>5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</p> <p>6)～7) [略]</p> <p>8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。</p>	<p>(2)～(3) [略]</p> <p>3. 標識工</p> <p>(1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。</p> <p>1)～2) [略]</p> <p>3) 受注者は、標識板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>4) [略]</p> <p>5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。</p> <p>6)～7) [略]</p> <p>8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。</p>
---	---

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後	現行
<p>9) ~ 10) [略]</p>	<p>9) ~ 10) [略]</p>
<p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場 でスポット溶接により取付けなければならない。 なお、標識板の表面にヒズミが出ないように溶接しなければならない。 <u>アルミニウム合金材の溶接作業は（一般社団法人）軽金属溶接協会規格LWSP 7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム合金）」（（一般社団法人）日本溶接協会規格 WES7307と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</u></p>	<p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場 でスポット溶接により取付けなければならない。 なお、標識板の表面にヒズミが出ないように溶接しなければならない。</p>
<p>12) ~ 21) [略]</p>	<p>12) ~ 21) [略]</p>
<p>(2) ~ (3) [略]</p>	<p>(2) ~ (3) [略]</p>
<p>3-14-4~3-14-7 [略]</p>	<p>3-14-4~3-14-7 [略]</p>
<p>第4章~第13章 [略]</p>	<p>第4章~第13章 [略]</p>
<p>第14章 頭首工工事</p>	<p>第14章 頭首工工事</p>
<p>第1節~第8節 [略]</p>	<p>第1節~第8節 [略]</p>
<p>第9節 管理橋上部工</p>	<p>第9節 管理橋上部工</p>
<p>14-9-1 [略]</p>	<p>14-9-1 [略]</p>
<p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p>	<p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p>
<p>1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>産業標準化法</u>に基づき国に登録された民間の第 三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工 場）において製作したものを用いなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>改正工業標準化法（平成16年6月）</u>に基づき国に 登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証 製品を製造している工場）において製作したものを用いなければならない。</p>
<p>2. ~3. [略]</p>	<p>2. ~3. [略]</p>
<p>第15章~第20章 [略]</p>	<p>第15章~第20章 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後

現行

工事請負契約，土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿児島県農政部版】

作成時期	種別	二 準 則 規 定 書 類		提出書類作成の位置付け		備 考	
		No.	書 類 名 称	様式等	提出 其他		
契約関係書類	1	現場代理人選任(変更)通知書	契約10条1項	-	○		
	2	工事開始日通知書	特記仕様書	-	○	予定日は、計画書等の提出期限内に通知する。	
	3	工程表	契約2条1項 表1-1-4	-	○	契約締結後7日以内	
	4	請負代金内訳書	契約3条2項	-	○		
	5	請負共同金収納書・請負共同金報告書	共1-1-50	-	○		
	6	請負共同金収納書	請負共同金収納書の受取書 等について(1)13(1)付建設標準 様式第22号	-	○	共同金納付の納入状況を確認するため、共同金納付の受取書 その他の関係書類について提出を求めることがある。	
	6-1	請負共同金収納書の付添	契約3条 特記仕様書	-	○		
	7	請求書(附私金)	契約34条の9の1項	-	○		
	8	コリス登録内容確認書	共1-1-7	-	○		
	9	在籍証明申請書	特記仕様書	■	○		
	10	建設工事に係る資材の再資源化等の報告書	-	-	○		
	11	再生資源利用計画書 建設共同金収納書 建設共同金収納書(土木) 共1-1-22	鹿児島県における再生資源 活用推進計画(土木) 共1-1-22	□	○	建設共同金収納システム(COBBIS)等により作成し、 記入項目を必ず提出する。	
	11-1	再生資源利用計画書 建設共同金収納書(土木) 共1-1-22	鹿児島県における再生資源 活用推進計画(土木) 共1-1-22	□	○	建設共同金収納システム(COBBIS)等により作成し、 記入項目を必ず提出する。	
	12	休日取得計画書	特記仕様書	-	-	過労防止等により実施する場合	
工事管理	13	竣工計画書	共1-1-5	-	○		
	14	設計図書の変更確認資料 (契約書18条に該当する事項があった場合)	共1-1-3	-	○	契約書18条1項に該当があった場合。	
	15	工事進捗状況報告書(BM及び多角形の位置) (設計図書と差異有り)	共1-1-42	-	○		
	16	工事進捗状況報告書(BM及び多角形の位置) (設計図書と差異有り)	共1-1-42	-	○	設計図書と差異があった場合	
	17	竣工検査台帳	共1-1-14	□	○	下請契約を締結する全ての工事で適用する。	
	18	竣工検査台帳	共1-1-14	□	○	下請契約を締結する全ての工事で適用する。	
	18-1	再下請通知書	共1-1-14	□	○		
	日 常 工 事	19	工事打合せ (協議、承認、提出、通知)	契約9条の4	-	○	
		20	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共1-1-43	-	○	許可後の資料については提出とする。 ただし、監督員から請求があった場合は提出する。
		21	関係機関協議資料	共1-1-43	-	○	監督員から請求があった場合は提出する。
22		材料使用承認書	共1-1-24 特記仕様書	□	○	関係機関等の資料の添付 は別紙の資料は不要。	
23		材料品質証明書	共1-1-24	-	○	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。	
24		材料納入伝票	-	-	○	設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場 合は提出する。	
25		建設資材使用実績報告書	特記仕様書	□	○	完成後及び監督員から請求された場合に提出する。	
26		立会依頼書(工事打合せ)	-	-	○	打合せ後にて対応	
27		関係機関協議資料	特記仕様書	-	○		
28		休日・夜間作業	共1-1-44	-	○	口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、要請上の工事を行う場合は提出する。	
29		安全教育・訓練等の記録	共1-1-34	□	○	監督員からの請求があった場合に提出する。 完成後に実施状況報告書を送付し提出する。	
30		工事事故報告書	共1-1-38	□	○	事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概 要を書面により速やかに提出する。	
31		工事遅延報告書	契約11条 共1-1-32	-	○		
32		中間報告書	契約19条6項	-	○		
33	請求書(中間私金)	契約25条3項	-	○			
34	指定部分完成通知書	契約38条1項	-	○			

※様式については、□：別様式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、△：任意様式

工事請負契約，土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿児島県農政部版】

作成時期	種別	工 準 則 規 定 書 類		提出書類作成の位置付け		備 考
		No.	書 類 名 称	様式等	提出 其他	
契約関係書類	1	現場代理人選任(変更)通知書	契約10条1項	■	○	
	2	工事開始日通知書	特記仕様書	■	○	予定日は、計画書の提出期限内に通知する。
	3	工程表	契約2条1項 表1-1-4	■	○	契約締結後7日以内
	4	請負代金内訳書	契約3条2項	■	○	
	5	請負共同金収納書・建設共同金報告書	共1-1-50	■	○	
	6	請負共同金収納書	請負共同金収納書の受取書 等について(1)13(1)付建設標準 様式第22号	■	○	共同金納付の納入状況を確認するため、共同金納付の受取書 その他の関係書類について提出を求めることがある。
	7	請求書(附私金)	契約34条の9の1項	■	○	
	8	コリス登録内容確認書	共1-1-7	-	○	
	9	在籍証明申請書	特記仕様書	■	○	
	10	建設工事に係る資材の再資源化等の報告書	-	-	○	
	11	再生資源利用計画書 建設共同金収納書 建設共同金収納書(土木) 共1-1-22	鹿児島県における再生資源 活用推進計画(土木) 共1-1-22	□	○	建設共同金収納システム(COBBIS)等により作成し、 記入項目を必ず提出する。
	11-1	再生資源利用計画書 建設共同金収納書(土木) 共1-1-22	鹿児島県における再生資源 活用推進計画(土木) 共1-1-22	□	○	建設共同金収納システム(COBBIS)等により作成し、 記入項目を必ず提出する。
	12	休日取得計画書	特記仕様書	■	○	過労防止等により実施する場合
	工事管理	13	竣工計画書	共1-1-5	-	○
14		設計図書の変更確認資料 (契約書18条に該当する事項があった場合)	共1-1-3	-	○	契約書18条1項に該当があった場合。
15		工事進捗状況報告書(BM及び多角形の位置) (設計図書と差異有り)	共1-1-42	-	○	
16		工事進捗状況報告書(BM及び多角形の位置) (設計図書と差異有り)	共1-1-42	-	○	設計図書と差異があった場合
17		竣工検査台帳	共1-1-14	□	○	下請契約を締結する全ての工事で提出する。
18		竣工検査台帳	共1-1-14	□	○	下請契約を締結する全ての工事で提出する。
18-1		再下請通知書	共1-1-14	□	○	
19		工事打合せ (協議、承認、提出、通知)	契約9条の4	■	○	許可後の資料については提出とする。 ただし、監督員から請求があった場合は提出する。
20		関係機関協議資料 (許可後の資料)	共1-1-43	-	○	監督員から請求があった場合は提出する。
21		関係機関協議資料	共1-1-43	-	○	監督員からの請求があった場合は提出する。 完成後に実施状況報告書を送付し提出する。
22	材料使用承認書	共1-1-24 特記仕様書	□	○	関係機関等の資料の添付 は別紙の資料は不要。	
23	材料品質証明書	共1-1-24	-	○	設計図書で指定した材料がある場合に提出する。	
24	材料納入伝票	-	-	○	設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場 合は提出する。	
25	建設資材使用実績報告書	特記仕様書	□	○	完成後及び監督員から請求された場合に提出する。	
26	立会依頼書(工事打合せ)	-	-	○	打合せ時にて対応	
27	関係機関協議資料	特記仕様書	■	○		
28	休日・夜間作業	共1-1-44	-	○	口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、要請上の工事を行う場合は提出する。	
29	安全教育・訓練等の記録	共1-1-34	□	○	監督員からの請求があった場合に提出する。 完成後に実施状況報告書を送付し提出する。	
30	工事事故報告書	共1-1-38	□	○	事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概 要を書面により速やかに提出する。	
31	工事遅延報告書	契約11条 共1-1-32	■	○		
32	中間報告書	契約19条6項	■	○		
33	請求書(中間私金)	契約25条3項	■	○		
34	指定部分完成通知書	契約38条1項	-	○		

※様式については、□：別様式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、△：任意様式

○ 農業土木工事共通仕様書（令和3年4月1日付け）新旧対照表

改正後

現行

工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿兒島県農政部版】

作成種別	種別	No.	書 名	書類作成の根拠	様式	受注書等作成の位置付け				備 考
						提出	提出	提出	提出	
新 規	30	指定部分仕様書	製案30条1項	-	○					
	36	請求書(指定部分完済払金)	製案30条1項	-	○					
	37	請求書(指定部分完済請求書)	製案38条2項	-	○					
	38	請求書(部分払金)	製案38条5項 共1-1-29	-	○					
	39	出来高内訳書	製案38条5項 共1-1-29	-	○					
	40	契約工増補協議	製案22条1項	-	○					工期の延長を請求する場合に提出する。
	41	修補完了報告書	製案32条1項	-	○					
	42	修補完了知	製案32条6項	-	○					
	43	部分使用同意書	製案34条1項	-	○					部分使用がある場合に提出する。
	現 行	44	支給品受領書又は領用書	製案15条2項	-	○				
45		支給材料搬送書	共1-1-20	-	○					支給品が不用となった場合に提出する。
46		工事現場発生材料報告書	共1-1-21	-	○					現場発生品がある場合に提出する。
47		出来高報告書 (数量内訳書、出来高内)	共1-1-26 共1-1-27	-	○					中間技術報告、最終部分検査等の際に提出する。
48		産業廃棄物管理表(マニフェスト)報告書	共1-1-22 特別仕様書	□	○	○				産業廃棄物を搬出した場合に提出する。 工事完了後(廃棄)の場、産業廃棄物管理表(マニフェスト)副読本を添付
工 事 完 成 時		49	完成通知書	製案32条1項 共1-1-25	-	○				
	50	工事目的物引継書	製案32条4項	-	○					
	51	請求書	製案30条1項	-	○					
	52	竣工管理状況 (出来高、品質、写真)	共1-1-30	-	○					竣工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
	53	出来高計算書	共1-1-28	-	○					竣工中は提示とし、工事完成時に提出とする。
	54	品質検査書	共1-1-24 特別仕様書	■	○					契約図書で規定された場合に提出する。
	55	現場環境改善の業務状況	特別仕様書	-	○					現場環境改善が工事の場合、具体的な内容、実施時期 について前工程進捗に併せて提出する。また、工事完了時 には実施状況について工事完了後に提出する。
	56	廃棄物・社会対策に関する業務状況 (最終報告)	共1-1-47	■	○					廃棄物、社会対策への業務等を実施した場合に提出する。
	57	工事完成図	共1-1-27 共1-1-27	-	○					電子納品管理用ファイル(※【土木工事編】)に基づき、 電子成果品及び図の成果品で提出する。
	そ の 他	58	再生資源利用推進等 -建設資材搬入工事用-	鹿兒島県における再生資源 -再生資源推進(土木)- 共1-1-22	-	○				
59		再生資源利用推進等 -建設資材搬出工事用-	鹿兒島県における再生資源 -建設資材搬出(土木)- 共1-1-22	-	○					踏出する建設資材搬出した場合、建設資材情報交換 システム(CO2削減)により作成して提出する。

※様式については、□：旧様式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、○：任意様式

※令和2年4月鹿兒島県農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」）に示した様式のうち、
建設工事請負契約書に関する様式については、平成28年3月11日付け土木部長通知「鹿兒島県
建設工事請負契約書標準書式に関する取扱いについて」を準用するものとする。
※特別仕様書を根拠としている様式についても廃止しています。（特別仕様書によるものとする）

工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿兒島県農政部版】

作成種別	種別	No.	書 名	書類作成の根拠	様式	受注書等作成の位置付け				備 考	
						提出	提出	提出	提出		
新 規	35	指定部分仕様書	製案30条1項	(旧様式)	○						
	36	請求書(指定部分完済払金)	製案30条1項	(旧様式)	○						
	37	請求書(指定部分完済請求書)	製案38条2項	(旧様式)	○						
	38	請求書(部分払金)	製案38条5項 共1-1-29	(旧様式)	○						
	39	出来高内訳書	製案38条5項 共1-1-29	(旧様式)	○						
	40	契約工増補協議	製案22条1項	(旧様式)	○					工期の延長を請求する場合に提出する。	
	修 補	41	修補完了報告書	製案32条1項	(旧様式)	○					
		42	修補完了知	製案32条6項	(旧様式)	○					
	部 分 使 用	43	部分使用同意書	製案34条1項	(旧様式)	○					部分使用がある場合に提出する。
		44	支給品受領書又は領用書	製案15条2項	(旧様式)	○					支給品を受領した場合に提出する。
工 事 完 成 時	45	支給材料搬送書	共1-1-20	(旧様式)	○					支給品が不用となった場合に提出する。	
	46	工事現場発生材料報告書	共1-1-21	(旧様式)	○					現場発生品がある場合に提出する。	
そ の 他	47	出来高報告書 (数量内訳書、出来高内)	共1-1-26 共1-1-27	-	○					中間技術報告、最終部分検査等の際に提出する。	
	48	産業廃棄物管理表(マニフェスト)報告書	共1-1-22 特別仕様書	□	○	○				産業廃棄物を搬出した場合に提出する。 工事完了後(廃棄)の場、産業廃棄物管理表(マニ フェスト)副読本を添付	
工 事 完 成 時	49	完成通知書	製案32条1項 共1-1-25	(旧様式)	○						
	50	工事目的物引継書	製案32条4項	(旧様式)	○						
	51	請求書	製案30条1項	(旧様式)	○						
	52	竣工管理状況 (出来高、品質、写真)	共1-1-30	-	○					竣工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
	53	出来高計算書	共1-1-28	-	○					竣工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
	54	品質検査書	共1-1-24 特別仕様書	■	○					契約図書で規定された場合に提出する。	
	55	現場環境改善の業務状況	特別仕様書	-	○					現場環境改善が工事の場合、具体的な内容、実施時期 について前工程進捗に併せて提出する。また、工事完了時 には実施状況について工事完了後に提出する。	
	56	廃棄物・社会対策に関する業務状況 (最終報告)	共1-1-47	■	○					廃棄物、社会対策への業務等を実施した場合に提出する。	
	57	工事完成図	共1-1-27 共1-1-27	-	○					電子納品管理用ファイル(※【土木工事編】)に基づき、 電子成果品及び図の成果品で提出する。	
	そ の 他	58	再生資源利用推進等 -建設資材搬入工事用-	鹿兒島県における再生資源 -再生資源推進(土木)- 共1-1-22	-	○					踏出する建設資材搬入した場合、建設資材情報交換 システム(CO2削減)により作成して提出する。
59		再生資源利用推進等 -建設資材搬出工事用-	鹿兒島県における再生資源 -建設資材搬出(土木)- 共1-1-22	-	○					踏出する建設資材搬出した場合、建設資材情報交換 システム(CO2削減)により作成して提出する。	

※様式については、□：旧様式、■：参考様式、▲：農林水産省様式、○：任意様式